

勤務時間中一時留休憩

2. 退職手当制度及福利施設

ナシ

3. 事業主団体関係

ナシ

四 従業員側

1. 争議参加者数

地階男ニ。女五九

一階男 六 女七ニ

2. 争議参加者中組合加入者数

ナシ

3. 応援団体

ナシ

五 争議発生ノ原因

支配人徳江君之助又改称勤労問題ニ發端シ五月四日争議発生所  
轄丸之内署ノ幹役ニ依リ留任ヲ条件ニ今日解決シタルハ既報  
ノ處其後京橋区報産銀座コンパル支配人金丸忠良等ハ營業主  
及ビ宣傳部長等ノ意ヲ受テ徳江ニ対シ辞任ヲ勧誘スルニ至レ  
ルヲ以テ徳江ハ之等ノ圧迫ニ堪ヘズトナシ辞任ヲ決意シ之ヲ  
一部従業員ニ洩セル為従業員ハ不安ヲ抱キ寄々協賛中ニアリ  
タルガ五月八日一班ニ属スル女従業員中五十九名ハ午前八時  
三十分廻廊区有永町一ノニガード下橋本工務店ニ集合シ各勤  
セズ令所ニ於テ監督諸侯 清其他ヲ中心ニ対策ノ協賛等ヲ為  
シ罷業ニ出デタルニ因ル

六 経過

前記ノ通り再び罷業ニ出デタルヲ以テ所轄丸之内署ニアリテ  
ハ従業員ニ対シ罷業ノ上交渉方ヲ説得スル所アリ従業員側之  
ヲ諒トシテ午前十時三十分従業員店輔ニ引揚ケタリ